

## 第10章 基本構想の継続的な取り組みに向けて

### 10-1 バリアフリー化事業推進に係る取り組み方針

今般作成した筑紫野市交通等バリアフリー基本構想に位置づけられたバリアフリー化事業は、短期的取り組みから長期的取り組みまで多岐にわたっています。

そこで、今後、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会や施設管理者などの関係事業者が、筑紫野市交通等バリアフリー基本構想に位置づけられたバリアフリー化事業を実施するにあたり、連携し、円滑かつ効果的に取り組むための事業推進の方針を定めます。

#### (1) 緊急性の高い事業の早期着手

本基本構想で定めた短期的事業については、緊急性の高い事業であることから、これらの事業については、早期に取り組むこととします。

#### (2) 中期的及び長期的事業への取り組み

本基本構想で定めた中期的及び長期的事業については、関係事業者における早期事業着手に向けた検証や、関係機関や団体との調整などに努め、一定の方向性や事業実施の環境が整った事業について、順次、実施を進めていきます。

### 10-2 建築物のバリアフリー化事業の進め方

重点整備地区内の建築物などについては、バリアフリー化事業推進にあたり建築主などへの周知に努め、高齢者や障害者などが利用しやすい施設を目指します。

### 10-3 基本構想の継続的な取り組みの推進

筑紫野市は、筑紫野市交通等バリアフリー基本構想における重点整備地区の特定事業の進捗状況をはじめ、全市的なバリアフリー化事業の進捗状況に関する情報や、社会情勢の変化などの総合的な把握に努めることとします。

また、必要に応じて、事業者間での調整会議や市民をはじめ利用者の意向が十分に反映された事業となっているか検証を行うこととします。

これらを踏まえ、本基本構想のスパイラルアップに努め、本市のバリアフリー化に向けたまちづくりの取り組みを進めてまいります。